

会 議 録

平成29年度 第18採択地区教科用図書 第1回選定委員会

招集年月日	平成29年5月11日(木)	開会場所	行田市教育委員会 2B会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会 5月11日(木) 14時00分 閉会 5月11日(木) 15時30分	司会	学校教育課長 会長職務代理者		
会長	小学校長会長	会長職務代理者	行田市教育研究会長	仮議長	
席次番号	出席の委員	摘 要			
1	小学校校長会長				
2	行田市教育研究会長				
3	中学校校長会長				
4	行田市PTA連合会長				
5	学校教育課長				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育課指導主事兼主幹			書記 学校教育課指導主事兼主幹		

	会議事件名	顛末
会議の進行状況	<p>開会</p> <p>(1) 選定委員会規約について</p>	<p>司会 はじめに、第18採択地区教科用図書選定委員会規約について事務局より提案。</p> <p>事務局 選定委員会規約については、資料1「市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について(通知)」と資料2「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公平性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について(通知)」をもとに、規約を作成した。確認事項は7点。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 規約 第4条「委員」に関するところであるが、選定委員会は、第18採択地区の市内小・中学校長の代表3名以内、学校教育部長又は学校教育課長、PTA連合会の代表1名の5名以内として構成する。 ② 規約 第5条「会長」に関するところであるが、選定委員会の会長は、校長の代表をもって充てる。 ③ 規約 第10条「会議の公開」に関するところであるが、「会議は原則として、公開とする。但し、会長が認めた場合は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって、非公開とすることができる。」とする。 ④ 規約 第11条「教科用図書の選定方法」に関するところであるが、「委員会は、教科用図書について協議又は検討をし、種目ごとに市教育委員会に推薦すべき教科用図書として、所定の期日までに選定するものとする。」とする。 ⑤ 規約 第14条「調査員」に関するところであるが、専門性の高い調査員を選定することとし、「調査員は、第18・19採択地区内の学校の校長又は教頭、主幹教諭又は教諭を充てる」とする。 ⑥ 規約 第17条「情報公開」に関するところであるが、議事録及び資料について、市の規定に従って情報公開する。 ⑦ 附則2にあるように、「選定委員会を置く期間を、当該年度の使用教科用図書の採択を決定した日までとする。」とする。 <p>司会 質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>司会 次に、第18採択地区教科用図書選定委員会傍聴人規則について事務局より提案。</p> <p>事務局 第18採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則は、本会発足の日から施行し、解散する日に終了する。</p> <p>司会 質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。</p> <p>【全委員承認】</p>

会 議 の 進 行 状 況	(4) 予算について	<p>会長 予算について、事務局から案をお願いする。</p> <p>事務局 予算については、事務費、会議費、調査研究費、予備費を計上した。予算額については、平成27年度の選定委員会のもをもとに決めた。その中で調査研究費は、選定委員及び調査員の調査費になる。調査員の調査費に関しては、第18・19採択地区で共通に支出することにした。分担として、1教科8,000円の予算計上している。この後、3市で分担していくが、行田市は、3,000円の予算である。</p> <p>会長 質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>	
	(5) 採択にかかわる研究結果の報告	<p>会長 採択にかかわる研究結果の報告について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局 承認された調査員について、この選定委員会を受けて調査委員会を開催する。その後、4回程度、会を開き、特別の教科道徳の教科書について採択規準に調査研究し、その成果について報告する。様式は7、8ページのものである。また、行田市内全小学校からも資料の11ページの様式によって、各学校から調査研究の成果の報告を受けることを提案する。この結果の集約については、学校が研究結果を教育委員会に提出し、それを事務局がまとめる予定である。</p> <p>会長 質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>	
	(6) 保護者の意見聴取	<p>会長 保護者の意見聴取について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局 規約第16条に「保護者からの意見を聴取することができる」とある。平成27年度の教科用図書の選定においても各学校を通して、教科書展示会で教科書を見てもらい、保護者等にアンケート記入をいただいた。 本年度も、12、13ページにあるように市内小学校PTA会長に意見を求めていくことを提案する。</p> <p>会長 質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>	
	(7) 選定方法	<p>会長 選定方法について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局 まず、選定は第3回選定委員会にて行う。選定にいたるま</p>	

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員